



会 則

第一章 総 則

第1条 (名称)

本会は、「ペット・フォー・ライフ・ジャパン」という。
英名は、PETS FOR LIFE, JAPAN、略称をPFLJという。

第2条 (事務局の所在地)

1、会の事務局は、兵庫県西宮市大森町に置く。

第三章 必要に応じて、会則に従い支部を設ける。

第二章 目的及び事業

第3条 (目的)

本会は、私たちの地域で、捨てられ、傷つけられ、不当に残酷な仕打ちを受けている動物達の数をなくす。すべての命あるものに対する慈しみの気持ちを広く社会に広め、弱者に優しい社会の実現を求める。

第4条 (事業)

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、不当に残酷な仕打ちを受けている動物の保護
- 2、保護した動物を治療、リハビリし、飼い主を捜す期間保護する一時避難所の運営
- 3、動物行動学に基づいた、動物の適切な飼育管理の啓蒙
- 4、動物福祉の普及啓発
- 5、青少年を対象として、“いのちを慈しむ”心を育てる教育の実施
- 6、国内外の動物福祉団体との連携と支援
- 7、その他目的を達成するために必要な事業

第三章 メンバー

1、 (入会)

1、会の趣旨に賛同し、本会則を承認し会費を納める者は誰でも入会できる。

第6条 (活動)

- 1、メンバーの活動は、ボランティアを原則とする。
- 2、メンバーの活動は、「会則」に従って行われる。

第7条 (会報・例会)

- 1、事務局は、定期的に会報を発行し、すべてのメンバーに送付する。
- 2、事務局は、メンバーの相互の交流の場として例会を開く。

1、 (退会・除名)

第四章 事務局

第8条 (事務局)

- 1、事務局は、職員により運営される。
- 2、事務職は、職員の3分の2以上の賛成により意志を決定し、会務を運営する。
- 3、事務局は、職員の中から代表を選任する。

第9条 (職員)

- 1、職員は、事務局の定めた職務に従事する。
- 2、職員は、事務局の意志により任免する。

第10条 (代表)

- 1、代表は、本会及び事務局を代表する。
- 2、代表は、会則及び事務局の決定を実行するため職員会議を招集し、その協力を得なければならない。

第11条 (相談役)

- 1、本会の活動に関わる諸問題について、専門知識のある人を会の相談役として依頼することができる。
- 2、相談役は、事務局によって依頼される。

第五章 総 会

第12条 (総会)

- 1、報告事項、運動方針について報告し承認を得る。

第14条 (総会の集会)

- 1、事務局は年一回の定時総会により前条の報告をするほか、必要に応じて臨時総会を招集、開催する。
- 2、総会の招集は、事務局の決定に基づき、会の代表が召集する。

第六章 会 計

第15条 (資産)

- 1、会の資産は、会の趣旨実現のためにのみ使用される。
- 2、会の資産は、事務局が管理し運営にあたる。
- 3、会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第16条 (運営・活動費)

- 1、会の運営は、会費および寄付によって行われる。
- 2、事務局は、事務局がメンバー及び一般協力者に依頼、また承認した活動について、その活動費を随時支払う。
- 3、メンバー及び一般協力者が、上記2の経費を辞退する場合は、会への寄付として扱うことができる。
- 4、メンバーは、上記2以外の経費を会に請求することができない。

第17条 (会計監査)

- 1、会計監査を1名置く。但し事務局スタッフは兼務することができない。
- 2、会計監査役は、総会において会計報告を行う。